

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

(1) 男女共同参画への意識啓発

① 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供

事業内容	担当課
男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。	地域づくり課
男女共同参画に関する情報提供のため、ホームページの充実を図ります。	秘書広報課 地域づくり課
市内図書室において、男女共同参画に関する冊子等の閲覧及び貸し出しをします。	生涯学習課

② 家庭、地域における男女共同参画意識の啓発

事業内容	担当課
男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。 【指標】 ・ 広報紙・ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発 年1回以上 ・ 市民意識調査（男女平等に関する意識）において「平等になっている」と答える割合の増加	秘書広報課 地域づくり課

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

① 学校教育、社会教育における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
性別にとらわれることのないことのない個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。 【指標】 ・ 教職員研修（希望研修）への参加 年1回 ・ 職場体験学習の実施 年1回	管理課
固定的な男女別の職業観にとらわれない、主体的な進路選択ができるよう、本人の適正性・希望を踏まえ、適切な進路指導を推進します。	管理課
全小中学校への男女混合名簿の導入など、学校運営や慣習の改善を図ります。	管理課

② 家庭、地域における男女平等教育学習の推進

事業内容	担当課
子どもが性別にとらわれず、個性を伸ばすことができるよう、家庭教育の機会の提供を図ります。 【指標】 ・家庭教育学級の開催 各幼稚園と小・中学校年4回	生涯学習課
市民グループに対し、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	地域づくり課

③ 生涯学習における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
男女共同参画やワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座・講演会を開催し、意識の啓発を図ります。 【指標】 ・市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施 2年に1回	地域づくり課 生涯学習課

(3) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

① 各種審議会等への女性の参画促進

事業内容	担当課
女性の意見や視点を市政により一層反映させるため、審議会・委員会等への女性の積極的登用に努める。 【指標】 ・審議会等における女性委員の割合 25%	関係各課

② 事業所、団体等における方針決定過程への女性の参画促進

事業内容	担当課
広報紙やホームページなどを活用し、企業・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発を図ります。	産業振興課 地域づくり課
「男女雇用機会均等月間」に合わせ、商工会等の関係機関を通して、男女雇用機会均等にかかる法制度の周知を図るとともに、事業所・団体が進めるポジティブ・アクション（積極的改善措置）※1について、啓発を図ります。	産業振興課 地域づくり課

③ 市、事業所及び団体等における管理職等への女性の登用促進

事業内容	担当課
<p>職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図り、かつ女性の登用を進めます。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職の割合（市職員） 10% ・女性役職者（班長級以上）の割合（市職員） 25% 	総務課
<p>市女性職員の市女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市女性職員の能力開発のための研修への参加人数 述べ年5人以上 	総務課

基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

（1）男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援

【施策の方向】

① 子育て、介護における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
<p>マタニティ教室へ父母男女での参加を促すなど、出生時前から男女が協力して育児ができるよう支援します。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ教室に男女で参加する割合 80%以上 	健康増進課
<p>介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、出前講座を開催します。</p>	高齢者支援課
<p>男性の育児参加を促進するため、市の男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。</p>	総務課

② 男性の生活技術習得の推進

事業内容	担当課
<p>男性のための料理教室など、楽しみながら生活技術を習得できるよう、講座や教室の充実を図ります。</p>	健康増進課 生涯学習課

基本目標Ⅲ 男女がともに個性と能力を發揮できる職場・労働環境づくり

(1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進

① 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

事業内容	担当課
職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法や制度の周知を図ります。	産業振興課
地域職業相談室等と連携して、労働者への情報提供等を行います。	産業振興課

② 農業、商工業、自営業における男女共同参画の促進

事業内容	担当課
家族経営協定の締結を促進します。 【指標】 ・家族経営協定の新規締結数 5件以上	産業振興課
女性の認定農業者の増加を目指します。 【指標】 ・女性の新規認定農業者 5人以上	産業振興課

③ 女性の起業や再就職の支援

事業内容	担当課
市や県女性センター等で開催する女性の職業能力開発講座等への参加を促進します。	産業振興課 地域づくり課
企業等の求人情報の収集・提供を行います。	産業振興課

(2) 仕事と家事・育児・介護等の両立の推進

① ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

事業内容	担当課
事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努めます。	産業振興課
育児休業・介護休業など、各種休業制度に関する周知を図ります。	産業振興課
市職員一人一人がワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。 【指標】 ・男性の育児休業等取得率（市職員） 10%	総務課

② 子育て支援

事業内容	担当課
<p>保護者が安心して働くことができるよう、一時預かり、延長保育、病後児保育など、多様な保育制度の充実を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外保育の実施 全施設 ・一時保育の実施 3カ所 ・病後児保育の実施 1カ所 	子育て支援課 管理課
<p>育児や保育制度について気軽に相談できる窓口を整え、子育てに関する情報などを提供します。</p>	子育て支援課 健康増進課
<p>放課後に適切な遊びや活動拠点を与えられるよう、学童保育、放課後子ども教室等の居場所づくりをします。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育の開設場所 9カ所 	子育て支援課 生涯学習課
<p>ひとり親家庭子育て世帯に対する助成や各種手当などの経済的支援を行うとともに、必要な情報提供を行います。生活の安定を図ります。</p>	子育て支援課

③ 高齢者、障害者への介護支援

事業内容	担当課
<p>高齢者、障害者等の相談に応じ、適切に助言を行います。</p>	高齢者支援課 社会福祉課
<p>介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、適切な介護サービスの情報を提供します。</p>	高齢者支援課
<p>介護予防や介護者の健康づくり、介護制度への理解を深めるための出前講座を開催実施します。</p>	高齢者支援課

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備

① 地域における慣習、慣行の見直しの啓発

事業内容	担当課
<p>地域の中に根強く残る男女不平等な習慣・慣行等の見直しに向けて、意識啓発を図ります。</p>	地域づくり課

② 地域活動における女性の参画促進

事業内容	担当課
市民団体の自主的学習活動やサークル活動などを支援します。	地域づくり課
自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画を促進します。	地域づくり課

③ 外国人への情報提供等の支援

事業内容	担当課
本市に在住または本市を訪れる外国人に対して、各種パンフレットやホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	関係各課

(2) 防災・防犯における男女共同参画の推進

【施策の方向】

① 防災・防犯における男女共同参画の促進

事業内容	担当課
消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進する。 【指標】 ・新規女性消防団員 10人	安全対策課

② 女性の視点を盛り込んだ防災・防犯対策の促進

事業内容	担当課
災害時の避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性にも配慮した取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。 【指標】 ・大網白里市防災会議における女性委員の数 3人	安全対策課

(3) 男女共同参画の視点に立った健康支援

① 妊娠、出産等に関する健康支援

事業内容	担当課
<p>安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健診をはじめとする健康支援・育児に関する相談の充実を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・ホームページ等を通じた健診や相談の周知 年 12 回 	健康増進課
<p>生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、<u>親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに、予防接種等の情報提供を行うとともに、</u>います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児または乳児家庭訪問の実施 90% 	健康増進課
<p>妊娠届出書をもとにハイリスク妊婦への個人相談など、妊娠・出産への不安を軽減するため、状況に応じた相談対応を行います。</p>	健康増進課

② 心と身体の健康づくり支援

事業内容	担当課
<p>疾病の早期発見を目的とした各種検（健）診の受診勧奨と健康相談、健康教育など疾病予防に向けた保健事業を推進します。</p>	健康増進課
<p>「自分の健康は自分で守る」という市民意識の向上を図り、地区組織（保健推進員、食生活改善協議会）の活動を通じて、市民参加で健康づくりを推進します。</p>	健康増進課
<p>精神保健相談の充実を図り、社会復帰に向けての支援を促進します。</p>	健康増進課 社会福祉課
<p>思春期から性に関する正しい知識を身に着け、エイズその他の性感染症等に関する正しい知識の普及・啓発を実施し、性感染症のまん延防止を図ります。</p>	管理課 健康増進課
<p>児童・生徒に対し、喫煙防止・薬物乱用防止に関する啓発を図ります。</p>	管理課 健康増進課
<p>市民の健康づくりを支援する出前講座を開催実施します。</p>	健康増進課

③ 性差に配慮した健康支援

事業内容	担当課
男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診等を実施します。 【指標】 ・乳がん・子宮がん検診の受診率向上	健康増進課

基本目標V あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止と被害者支援

【施策の方向】

① DV・虐待被害者等に対する支援

事業内容	担当課
「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。 【指標】 ・DVに関するチラシ等の配布による情報提供 年1回 ・広報紙、ホームページ等を利用した周知 年1回	地域づくり課 子育て支援課
児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止・予防に関する啓発を行います。 【指標】 ・児童虐待防止・予防に関する啓発 年1回	子育て支援課
高齢者・障害者への虐待防止・予防に関する啓発を行います。 【指標】 ・高齢者・障害者虐待防止に関する啓発 年1回	高齢者支援課 社会福祉課
関係機関と連携し、窓口等において虐待防止に関する啓発を行うとともに、虐待防止ネットワーク会議の設置を図ります。	高齢者支援課 社会福祉課
乳幼児健診・就学前健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。 【指標】 ・乳幼児健診未受診者の状況把握 100%	健康増進課 教育委員会管理課

② 相談体制の充実

事業内容	担当課
<p>人権相談の充実や法務局<u>人権擁護課</u>との連携を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙・ホームページ等を利用した人権相談に関する周知 年 12 回 	地域づくり課
<p>DV相談窓口職員、<u>婦人相談員</u>、<u>家庭児童相談員</u>等を配置し、相談窓口の<u>充実者に適切な支援を行い</u>を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DVに関する研修への参加 年 1 回以上 ・ 児童虐待防止に関する研修への参加 年 1 回以上 	子育て支援課
<p>関係機関と連携し、<u>被害者要保護児童等</u>に適切な支援を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の開催 	子育て支援課

③ 関係機関との連携強化

事業内容	担当課
<p>DV及び虐待（<u>児童・高齢者・障害者等</u>）は多様な関係機関による支援が必要であるため、関係団体との連携を図ります。</p>	子育て支援課 社会福祉課 高齢者支援課 地域づくり課 管理課
<p>関係施設と連携し、虐待等により緊急保護が必要な高齢者・障害者に対応します。</p>	高齢者支援課 社会福祉課

（2）セクシャル・ハラスメント等のあらゆる暴力や性犯罪の防止

① 人権尊重意識の啓発

事業内容	担当課
<p>人権擁護委員と連携し、「人権の日」にあわせた広報活動などを行い、あらゆる暴力が重大な人権侵害にあたることを周知する。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発活動の実施 年 2 回以上 	地域づくり課

② セクシャル・ハラスメント等防止対策の推進

事業内容	担当課
<p>セクシャル・ハラスメント（相手の意に反した性的いやがらせ）等の防止に向けた啓発に努めます。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシャル・ハラスメントは暴力にあたり、人権問題であるという認識を促す情報提供 1回 	地域づくり課
<p>職場でのセクシャル・ハラスメント等の防止を促進するため、千葉労働局雇用均等室や<u>ちば県民共生センター</u><u>男女共同参画センター</u>などの関係機関において実施されている相談窓口についての情報提供を行います。</p>	産業振興課

③ ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

事業内容	担当課
<p>被害者をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。</p>	<p>安全対策課</p> <p>地域づくり課</p>
<p>防犯灯・街路灯を増設し、だれもが安心して外出できる環境づくりを推進します。</p>	安全対策課
<p>だれもが安心して暮らせるよう、自治会等との連携のもと、<u>忍び込み</u>、<u>ひったくり</u>などと合わせて性犯罪防止のために、防犯パトロールの強化に取り組みます。</p>	安全対策課
<p>性犯罪にあわないための対策を広報し、犯罪を未然に防ぎます。</p>	安全対策課
<p>出会い系サイトなど、子どもたちをインターネットを介した犯罪から守るため、メディア教育を実施するなど巻き込まれないための対策を推進します。また、広報紙等を利用した周知を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発 年2回 	<p>管理課</p> <p>安全対策課</p>